令和3年7月29日

## 第14回総会議事録

長岡市農業委員会

## 第14回総会議事録

- 1 日 時 令和3年7月29日(木曜日) 午後2時00分
- 2 場 所 ながおか市民センター5階 5B会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項

日程第 1 議事録署名委員の選任について

日程第 2 議案第21号 農地法第3条の許可申請について

議案第22号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議案第23号 農地法第4条の許可申請について

議案第24号 農地法第5条の許可申請について

議案第25号 農用地利用集積計画の決定について

議案第26号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の

変更について

日程第 3 報告第4号 農地法の届出通知等について

- 4 出席委員 (22名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (2名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員

事務局長 樺沢 仁、次長 広田 高志、振興農政係長 小川 一博、農地係長 今坂 康雄、主査 木村 秋津、主査 早川 仁

7 説明のため出席する者

農水産政策課担い手育成係長 荒木 信秋

## 開 会(午後2時00分)

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催させていただきます。

長岡市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、高橋会長から 議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)

これより第14回農業委員会総会を始めます。よろしくお願いします。 本日、欠席届が4番、諸橋委員、10番、千野委員から提出されており ますが、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たし ており、会議は成立していることをご報告申し上げます。 日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 それでは、日程第1、議事録署名委員の選任でございます。私において、議席番号11番、安達委員、12番、本田委員を指名しますので、よろしくお願いします。

日程第 2 議案第21号 農地法第3条の許可申請について

議長 これより審議に入ります。日程第2、議案第21号 農地法第3条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書の3ページ、4ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は7件でございます。

1番から5番は売買による所有権移転、6番、7番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであります。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第21号 農地法第3条の許可申請について、許可することに異議 ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第22号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第22号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議 題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書6ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域の3件であります。

1番、親沢町の田について、石油及び天然ガス採取施設敷地として一時転用する許可を受けておりましたが、このたび期間を令和13年7月25日まで延長するものであります。議案資料33ページに経過説明を掲載しております。

2番と3番につきましては、一連の計画によるものなので、一括して説明をいたします。十日町、村松町、片田町の田についてです。当初の計画者が2番については砂利採取運搬路、3番については砂利採取運搬路及び施設用地として利用していた土地を、新たに承継者が令和4年10月17日まで期間を延長する計画に変更するものであります。議案資料34ページに経過説明を掲載しております。

以上の件につきまして、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当 該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほ どよろしくお願いいたします。

議長それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第22号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について、承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第23号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第23号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域1件、和島地域1件、栃尾地域1件、 与板地域1件、計4件であります。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、 支所において7月20日までに現地確認を実施しております。

1番、新栄町3丁目の田について、共同住宅建築敷地として利用する ものであります。工期は許可日から令和4年3月31日までの計画であり ます。申請地は準工業地域として都市計画法による用途地域が定められ ているため、第3種農地に該当し、原則許可できるものであります。

2番、才津西町の畑について、農業用倉庫及び農業用車庫建築敷地と して利用するものであります。議案資料35ページに経過説明を掲載して おります。申請地は才津西町集落内に存在する農業公共投資の対象とな っていない10~クタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いた します。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、 他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、与板町南中の畑について、農作業所、農作業所兼農機具格納庫、 農機具格納庫、庭及び通路として利用するものであります。議案資料36ペ ージに経過説明を掲載しております。申請地は与板町南中集落内に存在 する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地である ため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利 用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるも のであります。

4番、両高の田について、庭、駐車場及び農作業場として利用するも のであります。議案資料37ページに経過説明を掲載しております。申請 地は10~クタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に 該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、 他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものである ため、例外的に許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可 要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いた します。よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議長

議案第23号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議 ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第24号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第24号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。

なお、5番については吉川委員が関係する案件でございます。その1 件を除いて事務局の説明を求めます。

今坂係長

恐れ入りますが、まず初めに議案書の差し替えをお願いいたします。 10ページの3番の案件につきまして、申請者の申出により取下げとなり ました。これにより3番は欠番となり、11ページの合計欄の数値も変わ ることとなります。既に皆様のお手元にお配りしております。お手数で すが、差し替えをお願いいたします。また、これに伴いまして、議案資 料の17ページ、18ページについても削除をお願いいたします。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

今月の5条許可申請は、長岡地域3件、中之島地域1件、越路地域1件、三島地域2件、寺泊地域1件、栃尾地域1件、計9件であります。 吉川委員の関係する5番を除いてご説明をいたします。

1番、高野町の畑について、駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和3年8月1日から令和3年8月10日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものでありますが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、鳥越の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和3年12月31日までの計画であります。申請地は土地区画整理事業の施行された区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要

します。

4番、中永の田について、住宅建築敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和3年11月30日までの計画であります。申請地は中永集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10~クタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものであります。

6番、高頭町の畑について、石油及び天然ガス採取施設工事ヤードとして利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和3年8月1日から令和3年9月30日までの計画であります。申請地は農振農用地区域内の農地でありますが、転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

7番、中野西の畑について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和3年9月1日から令和3年12月25日までの計画であります。申請地は10~クタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性から他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

8番、寺泊夏戸の田について、農機具格納庫建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和3年8月5日から令和3年8月31日までの計画であります。申請地は10~クタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものであります。

9番、越路中沢の田について、住宅及び倉庫建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和3年8月1日から令和3年12月28日までの計画であります。申請地は越路中沢集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10~クタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

10番、栃尾大野町2丁目の田畑について、住宅、カーポート及び農業用倉庫建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするもので

す。工期は、令和3年8月1日から令和4年1月31日までの計画であり ます。申請地は第一種住居地域として都市計画法による用途地域が定め られているため、第3種農地に該当し、原則許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可 要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いた します。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第24号 農地法第5条の許可申請について、5番を除き許可する ことに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

> それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたし ます。

> 続いて、5番について審議します。この案件は吉川委員が関係する案 件でございます。委員の議事参与はできませんので、吉川委員の退席を 求めます。

(吉川委員退席)

議長 それでは、農地法第5条の許可申請、5番について事務局の説明を求 めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

> 5番、槇山町の畑について、庭敷地として利用するために贈与による 所有権移転をするものです。工期は、令和3年11月1日から令和3年11月 10日までの計画であります。申請地は市街化区域に近接しており、今後 住宅等が連たんすることが見込まれる10ヘクタール未満の農地であるた め、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用 するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるもの であります。

> 本案件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許 可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断い

たします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ありませんの声が聞こえます。 議長

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第24号 農地法第5条の許可申請について、5番を許可すること に異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

> それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定します。 吉川委員の着席を求めます。

(吉川委員着席)

議長 吉川委員にお伝えします。

5番について原案のとおり決定いたしました。

議案第25号 農用地利用集積計画の決定について

議案第25号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。 議長

事務局の説明を求めます。

ご説明申し上げます。 小川係長

> 皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画、1冊を配付させていただ きましたので、併せてご確認をお願いします。

議案書の14ページの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で3件の申出がありました。権利関係は、 賃借権設定が2件、賃借権移転が1件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新 潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するもの です。

初めに、中間管理権設定(公社借入)分について、このたびは50件の 申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、 賃借権設定が45件、使用貸借権設定が5件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定(公社貸付)分については、今 ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもの

で、このたびは41件の申出がありました。内容につきましては全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が36件、使用貸借権設定が5件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にてご確認をお願いします。

以上、計83件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第25号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定 することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第26号 農業

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

議長

議案第26号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更 についてを議題とします。

長岡市農水産政策課の説明を求めます。

荒木係長

長岡市農水産政策課担い手育成係の荒木と申します。私のほうから議 案第26号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更につ いてご説明させていただきます。

まず、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が作成する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針に即して市町村が独自に定めるものです。この構想には、その地域において効率的で安定的な農業経営の指標であったり、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援策などを総合的に定めています。また、その地域の将来の農業の展開方向、特にその中で育成

していく経営体の展望を明らかにする計画などを定めているものをいいます。

このたび令和2年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正、施行されたことに伴い、県の基本方針が変更され、市町村の基本構想も今年の9月までに改正しなければならなくなったものでございます。

改正に当たりましては、農業基盤強化法施行規則第2条、第7条に農業委員会及び農協の意見を聴かなければならないと定められております。その意見を付して県へ協議し、同意を得ることとなっているため、今回の総会議題に上げさせていただいたものでございます。

変更の内容については、議案におつけしました別紙資料を基に説明させていただきます。

資料を1枚めくっていただきまして、基本構想の変更理由およびポイントについてをご覧ください。2番、変更ポイントといたしまして、(1)、法改正に伴う変更・追加事項について説明させていただきます。農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合、一体化となったため、構想内の農地利用集積円滑化事業に関する記載を修正、削除いたしました。次に、(2)、その他修正事項について説明させていただきます。まず、①についてでございますが、基本構想の2ページ、その冒頭部分に長岡市の概要を説明しているところがございます。その中で農業者数等の現状についての記載がございますが、現段階で最新の確定数値がある平成27年の農林業センサスのデータを基に修正したものになります。

②につきましては、基本構想の5ページから10ページにおいて、長岡市内の主要な営農類型から農業経営の指標として所得と労働時間の目標値を達成できる経営規模、資本装備等を現状に見合ったものになるよう、県の普及指導センターに協力していただき、見直しを行ったものになります。

③につきましては、基本構想の12ページにおいて、育成すべき経営体数を基本構想の水準到達者数を目標として設定し直したものになります。

資料につきまして誤りがございます。育成すべき経営体の目標の表に つきましては、営農類型の11番は平たん地域の組織経営体、13番は中山 間地域の個別経営体、14番は中山間地域の組織経営体であることが正しいものになります。失礼いたしました。

構想の案につきましては、お配りいたしました資料、A4縦でつづったものがございますが、記載内容が大変多くございますので、細かい説明は省略させていただきます。今ほど私が説明させていただいた変更のポイントと併せて後ほどご確認いただければと思います。

以上ですが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

岩本一男委員 平成27年の農林業センサスのデータを活用したとありますが、この次 もまたやっていますよね。これ5年に1回なので。

荒木係長 そうです。令和2年でやっているのですけれども、まだ確定数値が出 ていないので、今回は1つ前になるかもしれないですが、平成27年の数 値を使わせていただきました。

議長ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第26号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更 について、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に ついて異議なしと決定いたします。

日程第 3 報告第4号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第4号 農地法の届出通知等についてを議題とします。 事務局の報告を求めます。

今坂係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について7件を17ページ、18ページに、5条の届出について36件を19ページから24ページに、農地法の適用を受けない事実確認1件を25ページに、18条合意解約について3件を26ページに、利用権解約

について 2 件を27ページに、中間管理権の解約について 1 件を28ページ にそれぞれ掲載してあります。ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了しました。

これをもちまして第14回総会を閉会とさせていただきます。

閉 会(午後2時32分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、	ここに署名します。

会 县	<u> </u>
農業委員	
# W ~ F	_
農業委員	

## 別紙 出席状況 (総 会 議 席 表)

(令和3年7月29日現在)

議席	出欠	氏	名	議席	出欠	氏	名
1	出	多田	好 一	13	出	青 柳	進
2	出	吉川	勇	14	出	青 柳	久 雄
3	出	岩本	一 男	15	出	中 村	正 行
4	欠	諸橋	昇 一	16	出	土 田	米 藏
5	出	堀	德太郎	17	出	稲 波	忠 昭
6	出	若 井	泰志	18	出	佐 藤	辰 也
7	出	粉川	一 夫	19	出	高 橋	信 昭
8	出	菅 沼	正美	20	出	成 澤	善博
9	出	坂 詰	隆	21	出	櫻井	正広
10	欠	千 野	俊輔	22	出	池田	朝二
11	出	安 達	隆幸	23	出	田中	豊豆
12	出	本 田	栄 一	24	出	鳥羽	若一
出席委員	人	22 人 議事録署名委員					
欠席委員	人		2 人		安達	隆幸	委員
	計		24 人		本 田 第	栄 一	委員